

家庭と幼稚園



多田 鉄雄

幼稚園教育の存在を前提とするとき、家庭と幼稚園とが緊密な連絡を保つていて初めて幼児に対して教育の実があがるものだということは、あらためて述べるまでもないことである。この場合、個々面接とか、家庭訪問とか、文書の往復とか、母の会とか、保育参観とか、さらに進んで両親教育の企画とか、種々の方機会にいろいろに論じつくされているのでここでは触れない。

さらに家庭と幼稚園とは幼児の教育に関して、それぞれが担当すべき役割、それそれでなければならない役割があつて、相互に相手の役割をおかすことなく、それぞれ自己の分と役割を守り、果たしていくべきであり、しかしその際なによりも相互の心からの協力が必要であることも自明の理である。

そのためには、まず幼稚園ないし幼稚園教師自身がこれらのことを関して、明確な見解を持つていねばならぬであろうし、一応は持っていると考えているであろう。ところが現代のように社会諸般の進展・変化の速度と規模が大きい状況にあっては、人々は従来持っていた観念、理解、見解を時に応じて、この社会諸般の進展・変化の現実に照らし合わせて再吟味する要があるのである。

しかしこのような日常の保育の間における幼稚園ないし幼稚園

教師と、それぞれの幼児の家庭ないし両親との連絡、協力ということの前に、実はより基本的な問題、すなわち本来の幼稚園の性格・役割に関して、ある程度、共通の正しい理解を両者がともに持つとともに、その幼稚園の両親一般が、その幼稚園の性格、その固有な保育方針を理解していく、そこに初めて相互の信頼が育ち、深められていくのであり、かくて相互の連絡・協力もスムーズなものになるはずである。

いかと思われる。新入園児とその両親を迎える四月を前にして、以下に述べることが、いささかでもこのような吟味の手がかりになれば、のぞむものである。

まず本来の幼稚園の性格である。昭和二十三年に学校教育法の中で、現行の幼稚園規定が定められており、そこでは幼稚園は「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」と目的とするものであり、この規定は現在までなんら改正されていない。それにもかかわらず、現実の幼稚園の中味は、この法律制定当時のものとは変わって来ていると見るべきであろう。その一端は、いわゆる「保育」とは保護・育成もしくは保護・教育 Take care and educate であり、小学校以上の学校の「……を教育する」を目的とすると区別されて用いられていることであり、その二つは近年になって幼稚園該当年齢児のうちから五歳児を取り出して、五歳児保育義務化の構想が、おもに五歳と学齢児の六歳児、七歳児などを発達段階の一つのまとまりと見ると構想が具体的に考えられ始めていることである。

学校教育法が「教育」という言葉を用いずに、幼稚園は「幼児を保育すること」を目的とするとした理由は何か。幼稚園がどのような役割を果たすとき、保育しているといえるのか。また学校教育法制定の時には、幼稚園における指導の指針となるものは「保育要領」であったが、現在は「幼稚園教育要領」となってい

るが、ここで「保育」という言葉を用いない理由は何か。たしかに学校教育法の中では、第七十八条がいわば教育的目標をかかげているだけで、保育という言葉に含まれている保護機能については言及していない。しかし大正十五年制定の幼稚園令が用いている「保育」という言葉をここで用いている意味、および前述の学校教育法制定に際してアメリカ占領軍から同意をとりつけた「保育」の意味は考慮しておかねばならぬであろう。保育が保護機能——このでのどのような種類のこと、どの程度のことというのは別問題である——を含んでいることは、その「幼稚園令、同施行規則、同令及同令施行規則制定の要旨並に施行上の注意事項」を吟味すれば明白である。また保護機能について規定しなかつたのは、終戦後の当時の実状、保育所と幼稚園との関係の未調整からそれが不可能であったとも推測される。

それゆえに学校教育法最初の幼稚園令施行規則（文部省令）では、第七十六条で「保育日数及び保育時数は、保育要領の基準により、園長が、これを定める」とあり、「保育要領」は午前八時ないし九時から午後三時まで保育する幼稚園の日課の例が提示されている。

つぎに「幼稚園に入園することができる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」とあるのは、小学校以上の学校がすべて修業年限を定めているのに對し、ここではか

かる年限は定めていない上に、満三歳からでも、極端にこじつけいかなものであろうか。幼稚園の保育はこの三ヵ年という期間のうちのどの時期から始まつてもよいということか、それだけでなくこの三ヵ年のどの部分だけ保育をうけてもよいということか、または三歳、四歳、五歳の三年を一応は幼児の発達段階の一つのまとまりと見た上で、任意の時期の入園を認めているのか、さらにつきれば三歳から、少なくとも年長児と年少児の相互作用による教育的効果が考えられているのか、以上のうち学校教育法の本来の趣旨はどこにあつたとすべきであろうか。法規解釈からは「就学の始期に達するまでの幼児で満三歳以上のものの保育を行なうこと」とされており、その修業年限は定められておらず、したがつて、その修業年限は一～三年と入園させる年齢によって差異がある」とされている。これに対して昭和二十六年の文部省通達「……さしあたり、今後幼稚園に入園を希望する幼児の取扱いについては、幼稚園教育の重要性にかんがみ、なるべく多くの幼児に、小学校入学前一年間の幼稚園教育の機会が、与えられるよう、格段の御配慮を願います」とあるのは、幼稚園を小学校への橋渡し機関ないしは五歳児優先主義といった新たな性格に変えているものといえる。

また現在はその試行がつづけられているのみで表立った動きはない

が、中教審その他による五歳児義務化案、四・五歳児に始まる幼年学校構想も考えておかねばならぬ問題であろう。

いずれにしても幼稚園なるものの役割は理論的にも実際的にも単純一律のものではなく、その機能もいろいろな方法で發揮されるものであるから、右に述べたような基本的問題のほかに、それぞれの幼稚園が、あるいは地域社会の状況——たとえばその地域の多くの家庭にとっては幼児の保護を第一義的に期待する社会的・経済的条件があるとか——によつて、あるいは設置者なしに園長の教育的見識——たとえば情操的方面を重視するとか、生活教育の方法原理に立つとか——によつて形成している固有の性格についての再吟味ことがある。

幼稚園をこのように吟味してゆくと、おのずから、その家庭教育との関係についての考察につながる。もともと幼稚園は家庭教育を補う機能をもつており、戦前の前述した幼稚園令では「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ（中略）……家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」と規定されていたし、現行の学校教育法では「家庭教育を補う」は除かれているが、その機能が否定されたからではなく、「この語句を残すことによつて、かえつて家庭教育でできぬ点を遂行する幼稚園独自の機能が弱められるのを恐れた」とこの法律の立案者の一人が述懐しているとおりである。要は「補う」とは代替か補完か、積極的か消極的かである。

家庭とはいうまでもなく、それを構成する家族は次々と新しい世代と交替しながらも、過去から未来にわたって存続していく血縁的・運命的・生活共同体である。現実の家庭に無責任両親等々いろいろの欠陥があるものが存在しても問題は別であり、家庭が乳幼児の身体的・道徳的・精神的発達の基礎を形成する大きな力であることは人類の長い歴史を一貫している事実である。かかる家庭教育に対して幼稚園はある場合には代替的役割も果たすが、望ましい教育的環境のように、現実の家庭では不十分であり勝ちな点を補完するとともに、集団の中で、集団を通して、集団によって教育するという家庭では不可能な教育を補完するという二重の意味で幼稚園は家庭に対し積極的な役割を果たすべきであろう。

最後に「幼児に文字を教えよ」という一部の両親の要求、換言すれば「幼児の学習能力」の問題がある。たしかに、現今では多くの学齢未満の幼児が文字に関心を持つていて事実が認められる。これは幼児の知能の早期成熟化によるものでなく、幼児をめぐる文化的環境の影響に由来するものと考えられるが、ともかくもない。しかし問題はこの年齢の幼児にとって、このこと以上により重要な、より適切な経験や活動が存在しないかどうか、文字の学習が、かかる経験や活動を妨げないかどうかである。次にこ

の文字学習を制度として採用することの適否である。子どもの発達自体にいちじるしい遅速の多様性が見られる上に、かりに生活年齢と精神年齢が一致するとして、生れ月による差異である。たとえば生れ月で八カ月の差は、満十歳と十歳八カ月では60対61の差にすぎないが、満四歳と四歳八カ月では6対7の差である。したがってかなり長い年月にわたる徹底した個別指導の可能性がないかぎり無理というほかはあるまい。

アメリカにおいては最近になってブルーナーの提唱した知的早教が失敗だったとする声があがつていているといわれている。西ドイツにおいては学齢を低下する意味でなくして、一九八〇年までに五歳児の義務教育実現が目指されて、目下実験中である。その事情はあらためて紹介したいと考えているが、このために作成された詳細かつ注意深い指導案を見ても、必ずしもうなづけるものといい切れないものが見受けられる。このような早教育問題に関しても家庭と幼稚園の落着いた話し合いが持たれることが望ましいことと思われる。